

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 1 号

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「研修」の次に「、広報」を加える。

別表研修費の項の次に次のように加える。

広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費	印刷製本費、広報委託費、文書通信費等
-----	--------------------------------	--------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。